

4. 犯罪被害者等施策関係府省庁の事務分担関係等

担当部局	研究機関等	地方支分部局等	審議会等	独立行政法人等	担当する事務
内閣府犯罪被害者等施策推進室			犯罪被害者等施策推進会議		<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の権利利益の保護に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務 ・犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第8条第1項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関する事務
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）					交通事故相談活動の促進及び全国交通安全運動を中心とした広報・啓発事業に関する事務
内閣府男女共同参画局			男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会		<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた広報啓発、調査研究、情報提供、職務関係者に対する研修に関する事務 ・配偶者暴力防止法の施行に関する事務（警察庁、法務省、厚生労働省と共管）
警察庁（国家公安委員会）長官官房	科学警察研究所 警察大学校警察政策研究センター	管区警察局			<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者対策（犯罪の被害者の被害の回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための警察の施策をいう。）に関する企画、立案及び調整に関すること ・犯罪被害者等給付金に関すること
金融庁監督局保険課検査局					<ul style="list-style-type: none"> ・保険会社に対する監督 ・保険会社に対する検査
総務省大臣官房自治行政局					地方公共団体等に関する事務
法務省司法法制部民事局刑事局矯正局保護局人権擁護局	法務総合研究所	法務局、地方法務局、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、区検察庁、矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、矯正研修所、地方更生保護委員会、保護観察所	法制審議会		犯罪被害者等に係る法務、検察、矯正、更生保護、人権擁護等に関する事務
文部科学省生涯学習政策局初等中等教育局高等教育局科学技術・学術政策局スポーツ・青年局					犯罪被害者等支援に関する学校と関係機関との連携の充実や、学校の相談体制の整備など、学校教育、社会教育、家庭教育等に関する事務

担当部局	研究機関等	地方支分部局等	審議会等	独立行政法人等	担当する事務
厚生労働省 政策統括官（社会保障担当） 大臣官房地方課 医政局 健康局 保険局 職業安定局 労働基準局勤労者生活部 雇用均等・児童家庭局 社会・援護局 社会・援護局障害保健福祉部		都道府県労働局 公共職業安定所 地方厚生局	ドナー家族の心情把握等作業班 社会保障審議会	独立行政法人雇用・能力開発機構	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等施策に関する事項の総合調整に関する事務 ・個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務 ・医療提供体制の確保に関する事務 ・臓器提供者（交通事故被害者を含む。）に特有な心理的な問題等について、現状把握に努める ・健康保険、国民健康保険、船員保険や老人医療といった医療保険制度に関する企画立案、指導監督等 ・雇用管理の改善に関する業務 ・労働時間等の設定の改善に関する事務 ・求職者に対するきめ細かな就職支援に関する業務 ・児童虐待の防止及び虐待を受けた子どもの保護・支援 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援、人身取引被害者の保護・支援 ・都道府県等が行う民生委員が相談・援助活動を行う上で必要不可欠な知識等の習得を目的とした研修を支援する国庫補助事業の実施 ・精神保健福祉センター等での精神保健福祉相談支援の充実、厚生労働科学研究「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」の実施、PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修会の実施、思春期精神保健対策専門研修会の実施
国土交通省 自動車交通局保障課 住宅局住宅総合整備課		地方運輸局自動車交通部 各地方整備局等 住宅整備等担当課		独立行政法人自動車事故対策機構	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること ・政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること ・公営住宅関連法令の改正及び運用に係るガイドラインの策定
海上保安庁		管区海上保安本部 海上保安部等			<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の施策の実施に関する事務 ・海上犯罪による被害者等のための施策の実施に関する事務